

〇〇〇〇年度  
覚書（案）

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇〇〇

北陸電力送配電株式会社

## 覚書

〇〇〇〇〇〇（以下「甲」という。）と北陸電力送配電株式会社（以下「乙」という。）【当社が属地 TS0 とならない場合、「〇〇電力株式会社（以下「丙」という。）」を加える】とは、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付電源 I 〳 廠気象対応調整力契約（以下「原契約」という。）に付帯して、甲が、端境期における需給ひっ迫時（他の一般送配電事業者の供給区域を含む）の需給バランス調整等を実施するための電源 I 〳 廠気象対応調整力調整力を乙に提供することについて、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（端境期における電源 I 〳 廠気象対応調整力の提供）

第 1 条 甲は、乙が端境期（〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日、〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日および〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日の期間における各日 0 時から 24 時をいう。以下、同じ。）の需給ひっ迫時の需給バランス調整等を実施するため、原契約に定める契約電源等（以下「契約電源等」という。）を用いて、可能な範囲で乙に対して電源 I 〳 廠気象対応調整力を提供するものとする。

なお、この場合、契約電源等は、乙【当社が属地 TS0 とならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。】の託送供給等約款（以下「約款」という。）に規定する調整電源または調整負荷に、また、契約電源等のうち揚水発電設備については、約款附則に規定する「当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備」に、それぞれ該当するものとする。

2 本覚書において、電源 I 〳 廠気象対応調整力の提供とは、原契約第 4 条で定める受電地点において、契約電源等により甲が乙【当社が属地 TS0 とならない場合で丙が指令する場合、「乙」を「乙（丙）」に置き換える。】の指令に従い発電出力の増加または負荷設備における電気の使用を抑制することをいい、当該指令内容は以下の手順により決定したものとする。

(1) 乙は、自らが調整力の提供を希望する時間帯の開始時刻に対して 5 時間前（※）までに、希望する電力および時間帯を甲へ通知するものとする。

(2) 甲は、前号の通知を受けた場合は、当該通知内容を確認のうえ、乙が提供を希望する時間帯の開始時刻に対して 4 時間前（※）までに、提供可能な電力および時間帯を乙へ通告するものとする。

※ 応答時間が 3 時間のリソースの場合の標準的な時間を記載しております。甲乙【当社が属地 TS0 とならない場合で丙が指令する場合、「乙」を「乙（丙）」に置き換える。】協議のうえ、異なる時間を設定することもございます。

（契約電源等の設定単位）

第 2 条 契約電源等の設定単位は、原契約第 2 条の定めによるものとする。

(発電計画値等の提出と調整力ベースラインの設定)

第3条 発電計画値等の提出と調整力ベースラインの設定は、原契約第3条の定めによるものとする。

(受電地点および送電上の責任分界点)

第4条 受電地点および送電上の責任分界点は、原契約第4条の定めによるものとする。

(財産分界点および管理補修)

第5条 財産分界点および管理補修は、原契約第5条の定めによるものとする。

**【第6条は、発電設備を用いた契約、負荷設備を用いた契約に合わせて選択】**

**【発電設備を用いた契約の場合】**

(発電所名, 所在地, 受電地点特定番号, 定格出力, 契約電力, 電圧)

第6条 契約電源等の名称, 号機, 所在地, 受電地点特定番号, 定格出力, 契約電力, 電圧は原契約第6条の定めによるものとする。

**【負荷設備を用いた契約の場合】**

(契約電力, 需要家名, 所在地, 電圧, 供給(受電)地点特定番号)

第6条 アグリゲータの契約電力, 需要抑制を行う需要家の需要家名, 所在地, 供給(受電)地点特定番号, 電圧は原契約第6条の定めによるものとする。

(設備要件)

第7条 契約電源等に関する設備要件は、原契約第7条の定めによるものとする。

(運用要件)

第8条 甲は、契約電源等について次の各号の運用要件を満たすものとする。

- (1) 乙【当社が属地 TSO とならない場合で丙が指令する場合、「乙」を「乙(丙)」に置き換える。】からの指令は、乙が電源 I へ 厳気象対応調整力の提供を希望する時間の3時間前までに行うものとし、甲は、本覚書第1条第2項に基づき決定された指令内容に従い電源 I へ 厳気象対応調整力の提供を行うことが可能であること。
- (2) 甲は、端境期において定期点検、補修作業等により電源 I へ 厳気象対応調整力の提供に応じられない日時を、乙に対して、毎月乙が定める期日までに提出すること。
- (3) 甲は、契約電源等に不具合が生じた場合、速やかに乙【当社が属地 TSO とならない場合、「乙」の後に「および丙」を加える。】に連絡のうえ、遅滞なく復旧すること。

(4) 甲は、契約電源等の不具合が解消した場合、速やかに乙【当社が属地 TSO とならない場合、「乙」の後に「および丙」を加える。】に連絡すること。

(電力量の計量)

第9条 契約電源等から受電する電力量（以下「実績電力量」という。）の計量は、原契約第9条の定めによるものとする。

(計量器等の取り付け)

第10条 計量器等の取り付けは、原契約第10条の定めによるものとする。

(通信設備等の施設)

第11条 通信設備等の施設は、原契約第11条の定めによるものとする。

(調整電力量の算定)

第12条 調整電力量の算定は、原契約第14条の定めによるものとする。

(電力量料金の算定)

第13条 電力量料金の算定は、原契約第15条の定めによるものとする。

(電力量料金に係る単価の提出)

第14条 電力量料金に係る単価の提出は、原契約第16条の定めによるものとする。

(料金の算定期間)

第15条 料金の算定期間は、原契約第17条の定めによるものとする。

(料金の支払い)

第16条 電力量料金の支払いは、原契約第18条第2項および第3項の定めによるものとする。

(本覚書の有効期間)

第17条 本覚書の有効期間は、本覚書交換の日から本覚書にもとづくすべての債務の履行が完了した日までとする。

(本覚書の解約および解除)

第18条 原契約が解約または解除された場合、本覚書も解約または解除するものとする。  
なお、本覚書の解約または解除に伴う賠償は、原契約第23条の定めによるものとする。

(契約の承継)

第19条 本覚書の承継は、原契約第24条の定めによるものとする。

(反社会的勢力への対応)

第20条 反社会的勢力の対応に関する事項は、原契約第25条の定めによるものとする。

(損害賠償)

第21条 損害賠償に関する事項は、原契約第26条の定めによるものとする。

(事業税等相当額)

第22条 事業税等相当額は、原契約第27条の定めによるものとする。

(消費税等相当額)

第23条 消費税等相当額は、原契約第28条の定めによるものとする。

(単位および端数処理)

第24条 単位および端数処理は、原契約第29条の定めによるものとする。

(運用細目)

第25条 本覚書の運用上必要な細目については、原契約第30条の定めによるものとする。

(合意管轄および準拠法)

第26条 本覚書の解釈・履行に関する一切の紛争については、富山地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2 本覚書は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとする。

(秘密保持義務)

第27条 本覚書の内容ならびに本覚書の締結および履行に際して知り得た相手方の情報に関する事項は、原契約第32条の定めによるものとする。

(協議事項)

第28条 本覚書に定めのない事項については、申合書等によるものとする。

2 本覚書および申合書等により難い特別な事項については、その都度甲乙【当社が属地 TS0 とならない場合、「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。】誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

以上，覚書締結の証として，本書2【当社が属地 TS0 とならない場合，「2」を「3」に置き換える。】通を作成し，記名押印のうえ甲・乙【当社が属地 TS0 とならない場合，「丙」を加える。】各その1通を保有する。

年 月 日

甲 ○○○○○○○○  
○○○○○○○  
○○○○○ ○○ ○○

乙 富山県富山市牛島町15番1号  
北陸電力送配電株式会社  
代表取締役社長 ○○ ○○

【当社が属地 TS0 とならない場合，以下の内容を加える。】

丙 ○○○○○○○○  
○○○○○○○  
○○○○○ ○○ ○○